

事務連絡
令和元年9月19日

各地方農政局農村振興部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長
北海道開発局農業水産部農業整備課長
北海道農政部農村整備課長

殿

農村振興局整備部防災課
課長補佐（災害班）

台風第17号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について

台風第17号の接近に伴い、大雨、強風及び高潮等による農地・農業用施設等の被害が予想されるところである。

については、今後の台風情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、台風通過後の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の都府県へ周知するとともに、都府県を通じて関係市町村等へ周知されるよう依頼方よろしく願います。

記

- 1 農地・農業用施設等の災害を防止し、又は被害を軽減するため、常に気象情報に注意し、事前に農地・農業用施設等の巡視及び点検に努めること。
- 2 台風通過中や通過直後においては、急な降雨や突風、さらには吹き返し等もあり、農地・農業用施設等の見回りは行わないこと。
- 3 台風通過後の被災調査（施設の見回り等）においては、人命が最優先であり、危険な箇所の調査は無理に実施せず、安全が確認された後に行うなど、被災地の状況を十分判断し実施すること。
- 4 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の緊急連絡について」（平成29年10月27日付け事務連絡）に基づき、迅速かつ確実に農村振興局防災課災害対策室まで報告を行うこと。
- 5 ため池については、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」（平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知）に基づき、事前防災・減災対策に努めること。緊急点検の実施に当たっては、危険と判断される場合には行わず、身の安全を十分に確保できる場合に実施するものとする。なお、下流等への被害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。

- 6 平成30年7月豪雨では、西日本を中心として多くのため池が決壊し、ため池の下流に甚大な被害を与えたことを踏まえ、「ため池防災支援システム」等の降雨予測を活用し、ため池の空き容量を確保するため、貯留水の事前に放流に努めること。
- 7 特に「全国ため池緊急点検の実施について」（平成30年7月19日付け30農振第1374号整備部長通知）に基づく緊急点検により、応急措置を講じたため池については、重点的に巡視及び点検に努めること。
- 8 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、緊急概査及び応急対策、災害復旧等の技術支援が必要な場合には、農業農村災害緊急派遣隊（通称 M A F F - S A T）による緊急派遣調査を実施する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。
- 9 これまでの大雨及び台風通過後において被災を受けた農地・農業用施設等の二次災害を防止するため、緊急に着工を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。